

Q1 (医療法人が生命保険料を支払った場合の税務上の取扱い)

医療法人が役員や従業員を被保険者とする生命保険の保険料を支払った場合、税務上どのように取り扱われますか。

A

ポイント

医療法人が役員や従業員を被保険者として法人契約の生命保険に加入した場合、定期保険や養老保険、長期平準定期保険、逓増定期保険などの保険の区分や保険金受取人の決め方等により、支払保険料についての税務上の取扱いを定めています。

病医院では、設備借入金債務を保障するための担保として、或いは家族や従業員の将来の生活保障資金として、高額な生命保険に加入し保険料を支払っているところが多いようです。

医療法人が契約し生命保険料を負担した場合は、個人経営の場合とちがい、限度額なしに支払保険料又は給与として損金算入できる場合もあり節税上のメリットがあります。また、保険料を前払いして「短期前払費用」の特例を使った決算対策がとられる場合などもあります。

法人が契約者で保険料を支払った場合の生命保険種類別の税務上の取扱いは次のとおりです。

1. 定期保険(掛捨て保険)

定期保険とは、一定期間内に被保険者が死亡した場合にのみ保険金が支払われる生命保険をいいます。

死亡保険金の受取人	原則的な取扱い
医療法人	保険料を支払保険料として損金算入できます
被保険者の遺族	従業員総てを対象とする場合は、支払保険料として損金算入できます 特定の役員又は従業員のみを被保険者とする場合は、給与となります

(注) 1. 何年分かを一時払いするときは、期間の経過に応じて損金算入されます。

2. 障害特約がついている場合の特約保険料も同様の扱いとなります。

2. 長期平準定期保険、逓増定期保険

保険期間が極めて長期にわたる定期保険契約で各年の保険料が平準化されている場合、保険期間の前半に支払う保険料の中には相当額の前払保険料が含まれていると考えられます。それは、被保険者が若年の時は保険事故発生率が低くて保険料は低額であり、高齢になるに従って保険料が高くなるべきところ、保険料の平準化によって保険期間の後半に負担すべき保険料を前半に支払うことになるからです。

そこで税務上は、特定の役員又は従業員の給与となる保険料を除き、保険期間開始の時からその保険期間の60%に相当する期間は、各年の支払保険料の1/2～3/4相当額を前払金に計上し、

残りを損金の額に算入し、保険期間の60%を経過した後の期間では、各年の支払保険料の額と、資産計上した前払金の累計額のうちの間経過対応額を損金の額に算入します。

長期平準定期保険

長期平準定期保険とは、法人が契約者で、被保険者が役員又は従業員である定期保険のうち、その保険期間満了時における被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、保険に加入したときにおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が105を超えるものをいいます（よって70歳、105までは長期平準定期保険になりません。逓増定期保険に該当するものを除きます）。

区 分	原則的な取扱い	
保険期間開始の時からその保険期間の60%に相当する期間	各事業年度の支払保険料の額	1/2・・・資産計上
	各事業年度の支払保険料の額	1/2・・・一般の定期保険料の取扱いと同様
保険期間の60%に相当する期間を経過した後の期間	各事業年度の支払保険料の額	一般の定期保険の保険料の取扱いと同様
	資産計上の累積額	その後の期間の経過に応じて損金算入

【例】被保険者の加入時の年齢50歳、満期年齢80歳（保険期間30年）の場合

$50 + 30 \times 2 = 110$ 70歳を超え105を超えるので「長期平準定期保険」となります。18年間（30年間×60%）は支払保険料の1/2を資産計上し、その前払金をその後の12年間で取り崩していきます（損金算入）。

逓増定期保険

逓増定期保険とは、保険期間の経過により保険金額が5倍までの範囲で増加する定期保険のうち、その保険期間満了のときにおける被保険者の年齢が60歳を超え、かつ、保険に加入したときにおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が90を超えるものをいい、取扱いの多い保険です。逓増定期保険は、保険料の前払金的性格が長期平準定期保険以上に強いといえます。

区 分	取 扱 い	
	保険期間開始の時からその保険期間の60%に相当する期間	保険期間の60%に相当する期間を経過した後の期間
被保険者の保険満了年齢が60歳以下、 又は保険加入時年齢 + 保険期間 × 2 < 90	各事業年度の支払保険料の全額が損金算入	
被保険者の保険満了年齢が60歳を超え、 かつ、保険加入時年齢 + 保険期間 × 2 > 90	支払保険料 × 1/2・・・資産計上 1/2・・・損金算入	支払保険料の全額を損金算入し、あわせて資産計上の累積額を残期間の経過に応じて損金算入
被保険者の保険満了年齢が70歳を超え、 かつ、保険加入時年齢 + 保険期間 × 2 > 105	支払保険料 × 2/3・・・資産計上 1/3・・・損金算入	
被保険者の保険満了年齢が80歳を超え、 かつ、保険加入時年齢 + 保険期間 × 2 > 120	支払保険料 × 3/4・・・資産計上 1/4・・・損金算入	

3. 養老保険（貯蓄型）

養老保険とは、被保険者が死亡したときに死亡保険金が支払われ、保険期間が満了したときに被保険者が生存している場合は満期保険金が支払われる生命保険をいいます。

保険金受取人		原則的な取扱い
死亡保険金	満期(生存)保険金	
医療法人		保険料積立金として資産計上
被保険者の遺族	医療法人	1/2・・・保険料積立金として資産計上 1/2・・・支払保険料又は給与として損金算入 特定の者のみを被保険者とする場合は給与となります
被保険者又はその遺族		役員又は使用人に対する給与

- (注) 1. 給与課税された役員や従業員は、生命保険料控除の対象とすることができます。
2. 契約者配当は資産に計上した保険料の額から差し引くこととなります。

4. 定期付養老保険

定期付養老保険とは、養老保険に定期保険を付したものをいい、税務上の取扱いは次のとおりです。

- (1) 保険料が養老保険と定期保険に区分されている場合・・・それぞれの保険料について養老保険又は定期保険の取扱いと同様となります。
- (2) 保険料が区分されていない場合・・・養老保険の取扱いと同様となります。